

## 大阪府生活福祉資金

# 総合支援資金貸付制度のごあんない

### 目的

この貸付金は、失業や減収により生計の維持が困難になり、生活再建のため継続的な相談支援を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、資金を貸付けることにより、世帯の自立を支援します。

### 貸付対象

資金の貸付対象は、以下の**すべてに該当する世帯**です。

- (1) 生計中心者の失業や減収により生計の維持が困難となった低所得者世帯であること。
- (2) 生計中心者が就労（または増収）することが可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く（または増収に向けた）努力をしていること。
- (3) 生計中心者が就労（または増収）することにより世帯の自立が見込めること。
- (4) 生計中心者が離職の日から原則として2年を超えていないこと（失業中の場合）。
- (5) 生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中（給付制限中も含む）ではないこと。
- (6) 生計中心者が原則として20歳以上65歳未満であること。

※ 借入申込者が外国人の場合は、将来とも永住する確実な見込みがあること。  
（特別永住者・永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等）

### ◇ただし、次の方は本制度の対象となりません

- ・居住地と住民票の住所が異なる方、特定の住居を有さない方（ただし、住宅手当の申請により住宅の確保が確実に見込まれる場合は除く）
- ・定職（同一の雇用主に3ヶ月以上継続して雇用されていた職）を有していなかった方
- ・現在病気療養中等により求職活動の困難な方
- ・生活福祉資金、かけこみ緊急資金、小口生活資金などの貸付を受け、延滞中の方
- ・現在、離職者支援資金を借受中の方、償還据置中または償還中の方
- ・生活福祉資金などの連帯保証人になられている方
- ・現在、就職安定資金融資、職業訓練中の生活費給付を受けている方
- ・雇用保険一般求職者給付受給中、給付制限中、又は受給資格を有する方、日雇労働被保険者手帳（雇用保険法第44条）、日雇特例被保険者手帳（健康保険法第69条の9）を保有している方
- ・年金を受給中の方
- ・生活保護法の被保護世帯
- ・多額の負債がある方（ただし一時生活再建費は除く）、破産手続き中等法的整理中の方
- ・世帯合計収入が生活福祉資金対象世帯収入基準（生活保護基準の1.8倍）を超えている場合
- ・多額の貯蓄等を有する方
- ・自営業者の方（ただし、別の就業を考えている等の場合は除く）

貸付には審査があります。

これまでに資金を利用され償還が滞っている方等、償還の見込みが困難と判断される場合は、ご利用いただけません（または申請額を減額する）場合があります。

また、虚偽の申請等不正な申込と判断した場合は、警察に通報します。

## 貸付条件

貸付を受けるには、自立に向けた取組みについて計画書を提出し、その自立計画書に基づいて活動されることが必要です。貸付期間中は継続的に求職活動状況について報告いただきます。

資金の種類	資金用途	貸付金額	据置期間	償還期間
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	月額20万円以内※1 (単身世帯は15万円以内) 貸付期間 6ヶ月以内※2 (減収の場合は3ヶ月以内)	貸付期間終了後 6ヶ月以内	据置期間経過後、10年以内
住宅入居費※3	住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日(生活支援費とあわせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6ヶ月以内	ただし、70歳までに完済できること
一時生活再建費※3	家財道具の購入費、滞納している家賃や公共料金費用、債務整理に伴う弁護士等費用※4	60万円以内		
		貸付利率	連帯保証人あり 無利子 / 連帯保証人なし 年利1.5%	
		連帯保証人	原則1名必要(なしの場合は有利子)	

※1 貸付金額は、離職前の賃金、減収した金額を目安として設定いただきます。また、申込金額の範囲内で無理のない償還計画を立てていただきます。

※2 貸付期間終了時において、就職は決まったものの当面の収入が少ない等延長することにより就労による自立が十分に可能と判断される場合に、延長申請と新たな自立支援計画を提出いただくことにより3か月以内での延長を考えます。

※3 住宅入居費及び一時生活再建費の家財道具の購入費は、現在住居がなく住宅手当を申請している方に限ります。家財道具は、生活を営む上で最低限必要なものに限り、上限25万円以内とします。

※4 一時生活再建費は一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用です。家賃や公共料金の滞納は、住居の立ち退きを求められる、電気、ガス、水道が止められる等、その滞納料金を払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合に限ります。

滞納家賃は、原則として30万円以内とします。

債務整理に伴う弁護士費用は、法テラスによる支援を受けられる場合は、その支援が優先します。

## 申込に必要な書類

### 1 申込書(1部)

- 借入申込者は、申込書の必要事項を正確に自署で記入し、押印して下さい。  
※本書に記載している貸付条件、注意・遵守事項を理解し、了解のうえ申し込んで下さい。  
※申し込みの際、貸付申請にあたって別紙同意書を提出していただきます。
- 連帯保証人は、連帯保証人欄に必要事項を自署で記入し、押印して下さい。
- 申込書の不備等に伴う書類の保管期限は1ヶ月間です。その間に申請書類が整わない場合は貸付不承認とします。

### 2 添付書類

#### 【借入申込者に関する書類】

次表の「事項」ごとにその右欄に記載された事実を証明するいずれかの書類を添付して下さい。

◎各事項について、その事実を証明する書類が重複する場合は当該書類1部。

◎なお、現在住居がなく住宅手当を申請している方は、住民票の提出は不要です。

失業による貸付の場合は、①②④⑤⑥⑦が必要。減収による貸付の場合は、①②③が必要。

加えて、住宅入居費を申し込む場合は⑧ 一時生活再建費を申し込む場合は⑨が必要。

また、住宅入居費を申し込む場合は、申し込みの際に申込書の償還計画に基づいた借用書を作成し提出していただきます。

対 象	事 項	添 付 書 類 (例 示)
借入申込人	①世帯の状況が明らかになる書類 及び本人を確認する書類※5 ただし、同居人の場合は届出年月日 から概ね3ヶ月以上の居住期間が必要 です。	住民票(写)ただし、住居がなく住宅手当申請中の方は不要 (世帯全員分:発行されてから3ヶ月以内のもの) 外国人の場合は登録原票記載事項証明書(同) また、世帯員に収入がある場合はその内容の分かるもの ※5 本人確認ができる運転免許証、パスポート等顔写真のついで た書類の(写)、それらが無い場合は健康保険証および現住所 が記載されている公共料金(電気・ガスのいずれか)の請求 書・領収書の(写)
	②自立に向けた取組みについての計画書	申請時に作成していただきます。 ※住宅手当を申請している方は、住宅手当支給申請書(写)等 関係書類も提出ください。
	③収入が減少したことが 明らかになる書類※6	給料明細(写)、預貯金口座の通帳(写) 今後収入の増加が見込めることが分かるもの ※6 収入の減少前と減少後がわかるもの
	④失業前に収入があったことが 明らかになる書類	府・市町村民税課税証明書、源泉徴収票(写)、 雇用保険被保険者離職票(写)、給料明細3ヶ月分(写)、 所得税の確定申告書(写)、雇用保険受給資格者証(写)
	⑤失業した時期が明らかになる書類	離職票(写)、適用事業所全喪届(写)、 雇用保険適用事業所廃止届、雇用保険受給資格者証(写)、 個人事業の廃業届(写)、退職辞令(写)、閉鎖謄本(写)、 離職直前の雇用主の発行する離職証明、 健康保険任意継続被保険者証(写)
	⑥現在の求職状況が明らかになる書類	住宅手当・総合支援資金連絡票※7(又は「確認票」) ※7 ハローワークにて発行されるもの 雇用保険受給資格者証(写)(給付終了後3ヶ月以内の方)
	⑦雇用保険の被保険者であった者は求職 者給付の受給資格が明らかになる書類	雇用保険受給資格者証(写)
	【住宅入居費を申請する場合】 ⑧住宅手当申請時に交付された書類およ び入居予定住宅の契約に関する書類 (右記載の書類すべての提出が必要)	入居住宅に関する状況通知書(写) 住宅手当支給対象者証明書(写) 停止条件付不動産賃貸契約書又は重要事項説明書(写)※8 ※8 申請時に提出できない場合は、賃貸契約後に提出
	【一時生活再建費を申請する場合】 ⑨資金使途と金額、支払先がわかるもの	滞納している家賃の請求書及び賃貸契約書、公共料金の請求 書、家財道具の見積書、債権整理に要する費用の明細書 等

※また、申請の際には個人情報の取り扱いに関する同意書も提出いただきます。

◎申込の際ご提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

### 連帯保証人

連帯保証人は以下のいずれにも該当することが必要です。

- (1)借受人と別世帯に属する方であって、大阪府に居住する方。ただし、3親等以内の親族である場合は他の都道府県に居住する方でも連帯保証人となることができます。
- (2)20歳以上65歳未満で、府・市町村民税が課税されている方。
- (3)総合支援資金の借受人および他の資金(福祉資金、小口生活資金等)の連帯保証人となっていない方。
- (4)外国人の場合は、将来とも永住する確実な見込みがある場合に限りです。  
(特別永住者、永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等)

その他、借受対象者に準じて以下の場合は保証人となれません。

- (1)居住地と住民票の住所が異なる方、特定の住居を有さない方。
- (2)生活保護法の被保護世帯の方。
- (3)多重債務者や多額の負債がある方、破産手続き中など法的整理中の方。
- (4)借受人と婚姻関係にある配偶者(別居を含む)。

【連帯保証人に関する要件と添付書類】※ご提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

保証人要件	人数	添 付 書 類 (例 示)
府・市町村民税が課税	1名	府・市町村民税課税証明書(課税対象額が明記されているもの)
		同 納税書(同)
		同 通知書(同)

## 貸付決定等

市町村社協で申し込まれた貸付申込は市町村社協を経て府社協で審査を行います。貸付決定（不承認）したときは、借受申込者および連帯保証人に貸付決定（不承認）通知が送付されます。

**※借入申込が不承認（および減額）になった場合、その理由はお答えいたしませんのでご了承ください。**

## 貸付契約と資金交付

貸付が決定した方は、金銭消費貸借契約証書（以下、契約書）により貸付契約を締結します。貸付決定通知と一緒に送付される契約書に、借受人、連帯保証人が必要事項を記入、記名し実印を押印（印鑑証明書添付）のうえ、市町村社協（大阪市は各区の民生委員児童委員連盟）の窓口提出してください。ただし、住宅入居費の場合は、申請の段階で契約書を提出（印鑑証明書は入居後に）していただきます。同時に、償還のための口座振替依頼書（金融機関のお届け印を押印）を提出していただきます。貸付金を受ける振込口座について、契約書裏面の「借受人指定の金融機関等口座」欄に記入ください。ただし、住宅入居費は不動産業者等に直接振込みます。

## 就職活動結果報告

借受人は前月の就職活動報告として「就業状況結果報告書」及び「職業相談確認票」を毎月10日までに府社協に送付していただきます。**※報告書等が提出されないときには、貸付を停止します。**

## 変更の届出

①住所を変更したとき、②借受期間中に就職したとき、③世帯構成員の死亡、行方不明、破産、入院、転出入等世帯の状況に著しい変更があったとき、④連帯保証人の状況に著しい変更（死亡、行方不明、失業、破産）があったとき等には、直ちに府社協に届出てください。

## 貸付の停止

前項に記載する届出があったとき、又は届出がなくともその事実が判明したときは、将来に向かって貸付を停止し、又は決定した貸付内容を変更することがあります。

## 一括償還等

①貸付金を他に流用したとき、②社協による相談・支援に従わないとき（理由なく求職活動等を行わないとき等）③虚偽申込その他不正な手段で貸付を受けたとき、④故意に貸付金の償還を怠ったときは、貸付金の全部又は一部を一括償還していただきます。

## 償 還

据置期間経過後、償還開始2ヶ月前までに「償還開始のお知らせ」をお送りします。償還金は、毎月借受人の金融機関指定口座から金銭消費貸借契約証書の約定どおりに口座振替により償還していただきます。振替口座は、貸付決定通知書と一緒に送付される「口座振替依頼書」でお知らせ下さい。償還を終了したときには、償還完了のお知らせをお送りします。

## 延滞利子

償還期限までに償還されなかったときは、延滞金として年10.75%の延滞利子を徴収します。**※延滞利子は、償還期限の翌月の初日から支払までの日数で計算します。**

## 繰上償還

貸付金は、償還期限内であれば繰上償還（元金6ヶ月分以上）することができます。繰上償還を希望されるときは、府社協にお問い合わせください。

## 諸経費負担

貸付申込に必要な公的証明書等の取得手数料や諸届出の郵送料、その他の手続きに要した交通費などの費用は全て借入申込者の負担となります。

## そ の 他

災害・傷病・未就職等やむを得ない理由により償還できないときなどお困りになったときその他この貸付制度についてご相談になりたいときは、申し込まれた市町村社協（大阪市は民生委員児童委員連盟）又は府社協にお問い合わせください。

## 申 込 窓 口

各市町村社会福祉協議会（大阪市内は区の民生委員児童委員連盟）

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 ◇福祉資金部 TEL 06-6762-9480 FAX 06-6767-1562
----------------------	--